入札説明書

磯城郡3町における高齢者を対象とした e スポーツ教室実施運営業務

令和5年10月 大和平野中央田園都市構想推進協議会

入札説明書

磯城郡3町における高齢者を対象とした e スポーツ教室実施運営業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、2の(4)に掲げる者の説明を求めることができます。

- 1 公告日 令和5年10月11日(水)
- 2 競争入札に付する業務の内容
- (1)業務の名称

磯城郡3町における高齢者を対象としたeスポーツ教室実施運営業務

(2)業務の内容

別添「磯城郡3町における高齢者を対象とした e スポーツ教室実施運営業務仕様書」 (以下「仕様書」という。)のとおり

(3)業務期間

契約締結日から令和6年3月22日(金)まで

(4) 発注者

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局

(奈良県文化・教育・くらし創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課内) 電話(直通)0742-27-8946

(5) その他詳細については、仕様書によります。

3 入札方法

入札は、磯城郡3町における高齢者を対象としたeスポーツ教室実施運営業務の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載してください。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(14)までの全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 本業務の一般競争入札参加表明書および一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から入札の日までの間のいずれかの日においても奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 本業務の一般競争入札参加表明書および一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から入札の日までの間のいずれかの日においても、奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者で、奈良県内に本店又は営業所の登録を有する業者のうち、「Q5役務の

- 提供(広告・イベント業務)」に登録のある業者。
- (5) 平成30年10月1日から令和5年9月30日までの期間に、本業務と同規模以上の 業務を国及び地方公共団体から受託し、履行した実績を有すること。
- (6) 平成30年10月1日から令和5年9月30日までの期間に、本業務と同様の業務を 実施した実績を有すること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会 社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、又は 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われて いる者でないこと。
- (8)銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (9)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が当該条件に該当する団体)でないこと。
- (10)役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所 (常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を 個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7 7号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同 じ。)でないこと。
- (11)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員 が経営に実質的に関与していないこと。
- (12)役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第 三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) (12) 及び(13) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

5 入札日程等

(1) 入札日程等

手 続 等	期間・期日・期限	場所
入札説明書の入手	令和 5 年 10 月 11 日 (水) - 令和 5 年 11 月 1 日 (水)	大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局(奈良県文化・教育・くらし創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課内)※奈良県文化・教育・くらし創造部大和平野中央構想・スタートアップ推選・スタートアップ推選・スタートアップ推選・スタートアップ推選・スタートアップ推選・スタートアップ推選・スタートアップ推進課ホームページに掲載及び上記課で交付
仕様書等の入手	令和 5 年 10 月 11 日 (水) - 令和 5 年 11 月 1 日 (水)	同上
入札説明会	実施しません	
仕様書等に関する質問 [※] ※様式第1号「質問票」	令和5年10月16日(月) 正午まで 電子メールによる。	大和平野中央田園都市構 想推進協議会事務局あて

質問に対する回答	※送付後、電話にて到着確認を行うこと。 を行うこと。	送付先電子メールアドレス yamachu@office.pref.nar a. lg. jp ※様式は奈良県文化・教育・くらし創造部大和平野中央構想・スタートジに掲載及び上記課で交付 ※奈良県文化・教育・中央構想・スタートアップ推 構想・スタート
一般競争入札参加表明書等*の提出 ※様式第2号「一般競争入札参加表明書」および様式第3号「一般競争入札参加資格確認申請書」 (申請書に記載された契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を添付すること。)	令和5年10月23日(月) 午後5時まで 持参、郵送または電子メール による。 ※送付後、電話にて到着確認 を行うこと。	進課ホームページに掲載 大和平野中央田園都市構 想推進協議会事務局あて 送付先電子メールアドレス yamachu@office.pref.nar a. lg. jp ※様式は奈良県文化・教育・くらし創造部大和平 野中央構想・スタートアップ推進課ホームページに掲載及び上記課で交付
入札参加確認書の通知 入開札※ ※様式第4号「入札書」 ※様式第5号「委任状」	令和 5 年 10 月 26 日 (木) 令和 5 年 11 月 1 日 (水) 午後 1 時から	※参加表明者に対して電子メールにより通知 奈良市登大路町30番地奈良県庁 主棟4階 奈良県知事公室市町村振興
(代理人による入札の場合)		課選挙管理室 ※様式は奈良県文化・教育・くらし創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページに掲載及び上記課で交付

(2)入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の 価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

(3) 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に『磯城郡3町における高齢者を対象としたeスポーツ教室実施運営業務の委託に係る入札書』と朱書して、令和5年10月31日(火)午後5時までに、第1の4に示す場所に到着するようにしてください。発送後、第2の4に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の 入札を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書と再度 (2回目)入札に係る入札書を共に郵便で差し出すことができます。

- イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、 初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(再度入札辞退を含みます。)を別々 に封緘し、封書の表面に『磯城郡3町における高齢者を対象とした e スポーツ教室実 施運営業務の委託に係る入札書(初度入札)』、『磯城郡3町における高齢者を対象 とした e スポーツ教室実施運営業務の委託に係る入札書(再度入札)』(又は「再度 入札辞退」)と各々朱書してください。
- ウ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれ の入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に 該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送 された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。
- エ 郵便で入札に参加する場合、第9の3で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に 関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

6 保証金について

- (1)入札保証金 免除します。
- (2) 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。

7 入札者に要求される事項

- (1)入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状(様式第5号)を入札と同時に提出してください。代理人による入札の場合は、入札書に代理人の記名・押印(委任状に使用した印鑑と同じもの)が必要です。
- (3)入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2)入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4)入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6)入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

(1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。入札立会人となる入札者若しくはその代理人以外の者は入室できません。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目) の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。なお、再度入札(2回目)の開札で落札者がないときは、随意契約に移行する場合があります。

10 契約の解除

- (1)契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。
 - ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められ るとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本契約に係る再委託契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当 することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本契約に係る再委託契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその 相手方としていた場合において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求 め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (2) 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、発注者、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがあります。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えません。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければなりません。

11 契約書の作成等

落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

12 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) その他詳細については、仕様書のとおりです。